保護者各位

松戸市保育課
入所入園担当室

# 育児休業取得に伴う利用継続の取り扱いについて

日頃より松戸市の保育運営にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

松戸市では、保護者の方が育児休業を取得している場合の上のお子様（以下、該当児童）の利用継続の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきます。

記

松戸市では、入所後に第２子以降を出産して育児休業を取得する場合、該当児童が０～２歳児クラスであるときは、出産したお子様（以下、出生児童）が満１歳６か月になるまでに復職※1 をするという前提のもと、育児休業期間中であっても例外的に保育の利用継続を認めております。

また、勤務先の都合により出生児童が満１歳６か月の時点での復職が困難な場合※2 に限り、勤務先が認める復職可能時期までを猶予期間とし、その間の利用継続を可能とします。

つきましては、下記留意事項をご確認の上、復職時期や出生児童の申込時期について、よくご検討くださいますようお願いいたします。（裏面にイメージ図を記載しています。）

※1　出生児童の保育所（園）等入所に伴う復職の場合は、満１歳６か月までに保育所（園）等の申込みが必要となります。（託児所、認可外保育施設等を利用しての復職の場合、申込みは不要）

※2　勤務先による復職日の指定等により満１歳６か月時点で復職できない旨を示す証明書等が必要です。

＜留意事項＞

・復職前に勤務先を退職した場合や『育児休業取得証明書』が提出できない場合、該当児童の利用継続はできません。
・出生児童の申込みの結果、入所保留となった場合は、「育児休業の延長」により利用継続が可能です。
・育児休業延長ができなくなった場合、入所保留の際は「復職」が利用継続の条件となります。復職できない場合、翌月以降の利用継続はできません。
・育児休業中の保育必要量は「保育短時間」の認定になります。
・出生時に該当児童が３歳児以上のクラス年齢の場合は、就学前の集団生活の必要性から出生児童が満１歳６か月になる月を越えて育児休業を取得する場合でも、保育の利用継続が認められます。
・該当児童が０～２歳児クラスの場合は、可能な限り家庭保育にご協力ください。

（裏面記載あり）

＜利用継続の取り扱いイメージ＞

◎下の子が**令和６年６月１５日生まれ**の場合

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年度</td><td colspan="3">令和７年度以降</td></tr>
<tr><td>令和6年6月15日<br>（下の子出生時）</td><td>6月16日　～　3月</td><td>4月　～　１１月</td><td>１２月</td><td>令和８年１月以降（以下A～Cに応じて利用可否が決まる）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上の子が<br>０～２歳児クラスの場合</td><td colspan="2">１年６か月<br><br>保育園継続利用可 ※2<br>（下の子が１歳半になるまでに復職することが前提）</td><td rowspan="3">原則下の子の利用申込（※1）</td><td>A：下の子の利用申込をしたが保留となり育休を延長した場合 ➡ 下の子が入園し、復職するまで保育園継続利用可 ※2</td></tr>
<tr><td>B：会社都合により復職できない場合（直ちに復職を希望しない場合） ➡ 会社が指定する復職時期まで保育園継続利用可 ※2</td></tr>
<tr><td>C：B以外の事情により復職しない場合 ➡ <u>保育園継続利用不可（退所）</u></td></tr>
<tr><td>上の子が<br>３～５歳児クラスの場合</td><td colspan="4">就学前の集団生活の必要性から育児休業取得期間に関わらず保育園継続利用可 ※2</td></tr>
</table>

※1 遅くとも令和７年１２月を利用開始月とし、「直ちに復職を希望する」としての利用申込が必要。（申込締切日に注意してください。）
　なお、認可外保育施設や職場内託児所等を利用して復職する場合は利用申込不要。
※2 保育短時間認定の利用（１日最大８時間）となります。

＜出産や育児休業を取得する場合の提出書類について＞

（１）第２子以降の妊娠が判明したとき
　　〇出産予定届・・・妊娠が判明次第

（２）出産したとき
　　〇世帯状況変更届・・・出生届を提出次第

（３）育児休業開始時
　　〇育児休業取得証明書・・・出産後１か月以内
　　〇施設型給付・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定変更申請書（保育要件や短時間認定へ変更）
　　・・・出産後１か月以内

（４）育児休業終了時
　　〇施設型給付・地域型保育給付費等　教育・保育給付認定変更申請書（保育要件や標準時間認定へ変更）
　　・・・復職日の前月の末日まで
　　〇復職証明書・・・復職後１か月以内

各書類は、保育所（園）等、保育課で配布の他、松戸市ホームページからもダウンロードすることができます。
ご提出は、保育所（園）等または保育課へお願いいたします。
なお、上記は松戸市オンライン申請システムからも申請することができます。

お問い合わせ
松戸市保育課
入所入園担当室
047-366-7351